

政審資料

1959年
11月15日発行
11月号

No.24

一目 次

第二回政策研究集会関係資料

△焦点△

- 1、明年度予算編成についての態度
2、明年度予算の見とおし——正木 千冬 4
(参議院予算調査室長)

(国民経済研究協会理事)

1

- 1、最近のアメリカ経済情勢——武山 泰雄 7
(日経新聞経済部次長)

7

- 2、日本経済の最近の動向——山田 亮三 9
(国民経済研究協会理事)

9

- 3、欧州共同市場について——山下 静一 11
(経済同友会事務局長)

11

△資料△

- 1、当面の中小企業対策
16 13
2、政策の浸透と地域活動の強化のために
——(付) 都府県連政策審議会活動のあり方 ——

発行所

日本社会党政政策審議会

東京都千代田区永田町衆議院内
電話 霞ヶ関 5111 内線 2222 番

焦点

一、明年度予算編成についての態度（三四・十二・九）

日本社会党政策審議会
財政金融部会

一、明年予算編成についての

政府、与党の態度批判

——軍拡とインフレの予算に反対する——

現在、自民党および大蔵省は三十五年度予算編成の作業をすすめている。最近の内外情勢をみれば、本年七、八、九月の大災害を契機として、再軍備をやめて、防災と国土開発に国費をふりむけるべしとの与論は急速に高まっていく。おりから国際的には、フルシチヨフ首相の訪米を契機として国際緊張緩和の気運は高まり、国連総会においては満場一致をもって八二ヶ国提案の軍縮決議案が採択された。したがって今こそ、「軍縮と災害克服と生活安定の予算」を実現すべき秋である。しかるに、政府、与党の編成作業の進行状況をみれば、安保改定即日米軍事同盟締結の必然的帰結として、その基本的性格は、「軍拡とインフレの予算」となることが予想される。わが党は、以下のような諸点について、政府、与党の予算編成の態度を批判し、その反省を求めるものである。

(1) 防衛費と公債発行との関連について

明年度の経済成長率を政府は六・六%と予測しているが、これを前提として明年度の租税収入及び税外収入の自然増を推定すれば、約二千億円を若干上廻るところと見込むことができる。しかし、これから、才入面における当然減（経済基盤強化資金や前年度剩余金等）や、あるいは才出面における当然減（防衛支出金、国債整理基金くり入れ、前年度地方政府交付税清算分等）と当然増（軍人思給、賠償、国民年金、社会保障諸費、地方交付税、道路整備費、義務教育国庫負担費、災害復旧事業費等）とをさし引きすれば、新規政策費にあてうる財源は四百億円前後にしかすぎない。

(2) 治山治水特別会計について

政府、与党の予算編成方針では、三十五年度予算の特徴として、治山治水事業五カ年計画にもとづく「治山治水特別会計」を新設するとの方針をうち出し、もって災害克服予算

ここから、政府与党の内部の有力な意見として、公債発行論があらわれているが、わが党は、公債発行による財源調達を絶対に容認することはできない。

現在、設備投資意欲は極めておう盛であり、各企業の資金需要は活潑である。また物価は上昇速度をはやめており、日銀券増発も急速度で進行している。日銀は、十二月二日、公定歩合を一厘ひき上げた。

このような情勢のもとで発行される公債は、余ほどの高い利子をつけない限り市中消化は困難であり、結局日銀ひき受けの赤字公債となる。かりに市中の金融機関は公債によって吸收された資金量を日銀からの信用で補充しようとするから、この場合も実質上日銀ひき受け赤字公債とその効果は何ら変らない。たとしても、また市中金融機関は公債によって公債とその効果は何ら変らない。こうして、公債発行は、現状においてはインフレーションを促進する結果をもたらすことは明らかである。よって、わが党は、自民党の公債発行論には反対である。

むしろ、現在の内外情勢の大勢からみても、またわが国の平和憲法のたて前からいつても、政府、与党は、防衛費を削減して、これによつて政策財源を調達すべきである。しかるに政府、与党は、このような国民の要望を無視して、依然として時代錯誤の再軍備政策に固執している。軍拡の矛盾を公債によって解決せんとするやり方は、わが党は断じてこれを許すことはできない。

二、明年度予算編成についてのわが党の態度

——軍縮と災害克服と

現在、わが国経済、及び世界の主要な資本主義国の経済は好況の局面にある。

しかしこの好況のなかにおいて、物価は上昇しつつある。日銀調べ卸売物価指数は、昨年十一月から本年十一月までの一年間に五・二%が上り、しかも、最近とくにその上昇速度が加速的となっていることが注目される。また日銀券の発行高も急速に増加し、年末には一兆二千億円をこすものとみれている。

しかもこの情勢において、政府、与党はガス、電気等の基礎的価格を引き上げようとしており、さらに公債の発行をも行なおうとしている。このような物価値上げ促進、インフレ促進のやり方を継続してゆけば、ふたたび大はばな公定歩合引き上げが不可避となり、あるいはまた国際収支の逆調をも招来することとなるであろう。

このような景気過熱の傾向をふくんでいる経済情勢においては、予算編成の前提条件として、物価および通貨の安定を維持することが不可欠である。よって、当面電気、ガス等の基礎的価格のひき上げをとりやめ、あるいは財政と金融との運用を一体化し、金融制度を改め、国庫の規制によって放漫な設備投資（二重投資、過剰投資等）を適正化する等の措置が必要である。

以上のような諸条件を前提としつつ、わが党は、政府与党に対し、「軍縮と災害克服と生活安定の予算」の実現を目指として、次のような方針をもって予算編成にあたるべきことを要求する。

(1) 才入

最近のわが国経済は、相当大きな年率をもつて成長を続けており、明年度の成長率は六・六%と予測されているが、これを前提とする方針をもって予算編成にあたるべきことを要求する。

そのため地方公共団体が仕越し工事を行つて、つなぎ資金の利子負担に苦しむということも、各地にみられる不合理的である。これも、特別会計の設置を機会に、事業の継続性を裏づける予算の継続性が保障されるような、新しい方式を採用すべきである。

以上のような諸点について、政府与党は速かに特別会計の具体的な内容を明らかにするべきである。

きである。

イ 所得税の基礎控除及び勤労控除のひき上げ、高額所得に対する累進税率をひき上げ、

また、中小商工業者、農林漁業者等の自営業者等の所得税に關しては、その自家労賃を経費に算入する。

ロ 法人税については、累進税率を強化する。(過小資本による不当収益に対しても超過課税を行なう。……大会決定)

ハ 租税特別措置については、特定のものを除いてこれを廢止する。また原油、重油及び重要機械の関税の特例を廢止する。

ニ 砂糖を専売とし、輸入差益を吸収するとともに、消費者価格を安定させる。

ホ 外為会計のインベントリー、接收貴金属、国有林野特別会計の才計剩余金等の資金については、これを災害復旧、治山治水等の特定目的にむけての運用を検討する。

ヘ 国税と地方税との適正なる配分について、国と地方との事務分担の適正化との関連で改正を行う。

ト 公債の発行はこれを行わない。

(2) 才 出

明年度予算規模は大要一兆六千億円と予想されるが、単に予算規模の大小でなく、その内容において、軍事費及び不要経費の使用を節減することにより、国民経済の健全なる発展の条件を整備すべきである。このため、才出は、これを原則として国民生活の安定、経済二重構造の是正による国民経済の発展のための支出にあてるとともに、次のような方向においてその使用を合理化して、資金の政策効果を高めるために万全の努力を行なうべきである。

イ 自衛隊を縮小して、これを年次計画もつて国民警備組織と平和国土建設隊に改編する。

ロ 駐留軍に対する防衛支出金、施設提供費、軍事顧問團経費等は、その支出を停止する。

ハ 南ヴエトナム賠償等の不當な賠償支払いはみとめない。

ニ 公安調査庁、内閣調査室等の反動的機構

の経費はこれを削除する。

ホ 治山治水、災害復旧、道路整備、港湾建設、食糧増産等の公共事業については、とにかくその使用の適正化をはかるとともに、平和国土建設隊と結びつけて、資金高率を高める。

ト 治山治水については、単に形式的に特別会計を新設するだけでなく、その内容として十分の予算を計上して國土保全に万全を期する。國の直轄事業については事業費の地方負担を廢止する。

ト 社会保障は、低所得者の所得水準ひき上げを最優先させ、このため福祉年金の増額、生活保護基準の引上げ、国保の国庫負担ひき上げ、結核療養費の全額国庫負担、身体障害者雇用法制定、塵肺法制定による生活、療養保障、五人未満事業所に雇用されるものや山林、漁業等の季節労働者等への社会保険適用、労働者住宅低家賃住宅建設等を推進する。

ト とくに深刻化している炭鉱離職者をはじめ、失業者に対する失対事業費を大はばに増額し、また失業保険給付期間を延長する。

チ 農林漁業の経営の安定のため、農業及び漁業の基本法を制定し、農業生産基礎条件整備のため、農地の造成、改良を大はばに実施するとともに、経営共同化と結びつけて、長期低利資金の供給(農漁家負債整備をふくむ)、農漁業サービス・センター網の設置、全額国庫の沿岸増殖事業、各種商品作物や多獲大衆魚の価格安定措置等を講ずる。また米については、農民の生産費及び所得補償米価を実現するとともに、他方経営合理化により米の生産費ひき下げを推進する。

リ 中小商工業者の経営安定のため、設備の近代化を促進するとともに、また中小企業者綜合サービス・センター網を設置する。

ヌ 文教関係では、考査危険校舎、すしづめ

学級を一掃し、要保護、準要保護児童学級及び特殊学級の義務設置を行う。また、教育費父兄負担を軽減し、高等学校設置基準を法制化し、大学研究費を充実する。

ル 公務員給与については、民間給与との不

均衡及び現行給与体系のは正につとめる。

また、暫定手当の一部本俸くり入れを行い、不均衡は正を進める。定員外職員はこれを定員化し、その待遇改善と事務能率向上をはかる。

フ 国土の実態（地形、地盤等）の調査、研究、観察、社会、労働、経済等の統計、調査の統一完備、農林水産物の生産費調査の充実等、政策実施の前提たる調査、研究活動を強化する。

財政投融資

財政投融資の原資の大部分は、国民の零細な積立資金、および社会保険の積立金で構成される。よって、現在これがほとんど独占的大資本の設備拡大のために運用されているという状態を根本的に改め、次のような方向で、これを国民の利益のための運用へ転換すべきである。また、民間資金の運用との関連も合理的に考慮すべきである。

イ 農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、商工中金、国民金融公庫、公営企業金融公庫等に対して資金の供給を大はばに増加するとともに、一般会計あるいは産投会計の

無利子の資金をも投入して、その資金コストをひき下げる。
ロ 社会保険関係の積立金については、これを医療、社会福祉等の間係の事業への還元融資にまわす。
ハ 開発銀行その他を通ずる大企業への融資については、それにもなつて企業経営に対する国の中正なる規制を強化する。
ニ 鉄道、道路、港湾等とともに、治山治水、災害復旧等の産業基盤強化のための資金供給を確保する。
ホ 生命保険、損害保険、農林中金、信連等の民間資金については、政府機関の財政資金の運用との有機的関連において、これを国の中正の政策目的にむかって動員する。
ヘ 農漁民の生活及び経営の安定のため、簡易かつ低利な制度金融を創設する。

三、三十四年度予算の補正について

さきの三十四年度予算の補正については、わが党は、予算措置の必要を生じた場合は再度補正予算の編成をも考慮するとの政府の答弁を信頼して、不十分ながらこれに賛成の態度をとった。ところが、その後の経過をみると、災害地対策、石炭離職者対策等は不十分であり、明らかに本年中に予算措置を必要とする事態があらわれている。よって、わが党は、政府に対し、きたるべき通常国会中に、三十四年度予算の補正案を出すべきことを要求するものである。

二、明年度予算の見とおし

講師 正木

(参議院予算調査室長)

▽新規財源の規模

政府の経済見とおしにもとづいて、三十五年度の税の伸びを計算すると二、一一〇億円と推定される。(別紙資料参照)ただし、この中にはタバコ専売益金のびはふくまれていない。これは経済が伸びてもそう伸びない。精々高く見積って約百億円であろう。

それから、三十四年度にくらべて、三十五年度の才入、才出の減少分を計算してみると次の

	(単位億円)			
	三四年度 (才入面)	三五年度 八〇四	三五年度 一六六	減少額 六三八
前年度剩余金				
経済基盤強化資金	一二二	○	二二一	
計	一、〇二五	一六六	八五九	

(才出面)

国債整理基金特別会計へくり入れ 三三〇 三四〇 八四 二四六

(剩余金の減少に見合ふ)

交付税清算分 一四四 ○ 一四四

(三十四年度補正予算で清算すみ) 一一〇 ○ 一一〇

防衛支出金 一一〇 ○ 五〇

産業投資特別会計出資 五〇 ○ 五〇

郵政事業団出資 三二一 ○ 三二一

雑 件 一七 ○ 一七

(参院選挙費) 六八三 八四 五九九

計 六八三 八四 五九九

したがつて $2100 - (859 - 599) = 1840$ となり

三十五年度予算で新規財源として使用できるのは、一、八四〇億円となる。 $(2100 - 2100)$

△既定増、自然増を引いた残りの財源

右のなかから、既定増、自然増による経費の増加分を差引くと次のとおり

(既定経費増)

a 一般経費

軍人恩給の増 一〇三

国民年金の増 四五六

地方交付税の増 ガソリン税增收による道路整備費増 一二〇

賠償費の増 五一〇

(ベトナム賠償分を含めて) 九一〇

b 災害関係経費

一般会計公共災害分増 一〇五〇

(伊勢湾関係八〇億を含む) 一〇〇

そ の 他 一五〇

(自然増的経費)

一三三年度から三四年度への伸び率で計算一 社会保障諸費(国民年金を除く)の増 一二一

義務教育国庫負担分の増 一三一

小 計 一四二

したがつて、以上の既定増、自然増の合計は約一五〇〇億であり、これを前述の一八四〇億

の新規財源からさしひくと、自由な政策財源として残るのは三四〇億円ということになる。

$910 + 350 + 242 = 1502 = 1500$

$1840 - 1500 = 340$

△重要政策経費等とのアンバランス

三四〇億円の自由財源にたいして、政府、自民党は五大重要政策(1)防衛、(2)道路、(3)治山、(4)治水、(5)住宅の実現を強くはかっている。そ

、)でこれらの政策に要する三十五年度増加分を三三年度から三四年度への伸び率で計算すると

防衛支出金 一九五 ○ 一九五

(防衛支出金減は除く) 道路整備費増

(き発油税の自然増は除く) 一七一

治山治水費増 五〇

その他公共土木事業費増 一一七

住宅費増 五四七

計 五四七

したがつて重要政策に必要と推定される予算額五四七億円にたいし、使用し得る財源は三四〇億円しかない訳であり、財源はあきらかに不足する。

これ以外にも若干の経費増は必然である。文教施設(スシ詰教室等)の拡充改善、科学技術、貿易、その他雑件等を三三年度～三四年度への伸び率で計算すると一〇六億円。

また人事院勧告による給与費改定～約一〇〇億増～や地方減税のあと始末、食管会計の赤字補てん～ざつと二〇〇億円増～等が加わって財源の不足に拍車をかける。

△財源ねん出の方途について

「考えられうる各種の方法」

1 外物インベントリのとり崩し

約六百億円あるが、これを使う」とも一つの方途である。

2 国有林野特別会計の積立金転用

約二百億円の才計剩余金の転用、ただこれを使うと林野関係の運転資金にある程度ひび

を使つと林野関係の運転資金にある程度ひび

を実現性がある。

一般会計から直接にはやれないが、道路公

團から道路公債として発行することなど一番

の増税など割合抵抗が少くてできるのではな

いか。

5 特別会計での操作

一般会計ではやらずに、治山治水特別会計あたりで、例えば、林野特別会計の資金を一時受け入れることによつて事業量を増す等

6 財政投融资関係

公團、公社を通じてやるものはもう殆んどなく期待できない。むしろ無計画な従来の財政投融資のうち収益の少い社会政策的なものに手をつけることがあり得る。

7 補助金の整理等

政府、自民党は余り積極的でない。もとよりやりやすい事務費の天引きにしても、精々百億円程度である。

8 債務負担行為のワクの拡大

防衛庁などの債務負担行為のワクを拡げて翌年に逃げるという方法

9 今年度補正で処理

三四年度補正予算として三五年度の負担分を軽減するという方法。まず不可能といってよい。

附 屬 資 料

昭和三四年度及昭和三五年度

租税收入見込計算(三四四年一〇月)

参議院予算調査室

昭和三五年度租税收入の見通し

まあがき

一〇月三二三日の閣議で決定された経済見通しによると、三四年度の国民総生産の成長は前年比一一%、三五年度の成長は六六%と想定されている。これにより三五年度の国民総生産は二兆四五〇〇億円となるが、以下はこれによって三五年度の租税收入はどの程度期待出来るかを試算したものである。

1、直線回帰式による推定

国民総生産と租税実収(含減税額)を直接に直線回帰式によつて推定すると(回帰式及び数字は第一表第二表参照)

昭和三四度の税ののが一七・七%

" 三五 " 一〇・八%となる。

三三年度の税実収は一〇、三三一〇億である

から

$10,320 \times 1,177 = 12,146$ 億円減税額一三三億を差引き一一、〇一三億となる。これを当初予算額一一、二一四億と比べると約八〇〇億の自然増収が期待出来る。

更に三五年度を推定すると

12,013 × 1,108 = 13,310 億円となり、三四

年度当初予算に比べると一、一〇億円の税ののがが期待出来る。(三四年度に対する実質ののがは、一三一〇億円である)

11、回帰式による推定と実際

上述の如き回帰式を用いての推定は個々の年の事情を平均化したものであるから、当然誤差を生ずるものである。この誤差がプラスになるかマイナスに働くかを検討する資料として第三表を作成した。この表は同じ回帰式を用いて過去の理論的税ののが方と実際の税のびを比較したものである。

誤差が特に著るしいのは、二七、三〇年、三一年であるが、その原因としてはいずれも税収の国民総生産に対する時間的ずれであると考えられる。即ち二七年は二六年の好況の税収がずれたもの、三〇年は好況の初期で税収は三年にのびたためと考えられる。従つて三五年度の租税収入は、経済見通しの如く三五年に入つて景気が安定した成長になるとすれば、回帰式による推定を著るしく下廻ることは考えられず、むしろその推定を上廻る可能性が高いと言えよう。

三一、三二、三三と三四、三五との比較による推定

三四年の二年度、三五年度のみ年間による国民総生産ののがは一兆九、〇〇〇億程度とされており、これは前回の景気(三一年、三一年)による国民総生産ののがが一兆八、〇〇〇億とほぼ見合つてゐる。従つてこの時の租税収入ののがを検討して来年度の租税収入を推定してみよう。

三一年、三二年の二年間における租税実収ののがは一、四三〇億でこの外に三二年度において七二〇億の大額な減税を行つてゐるのとて実質の租税ののがは約三、一五〇億と考えられる。

従つて

$3,150 \text{億} \times \frac{19000}{18000} = 3,325$ 億の税ののがが期待されるわけであるが、このうち減税分に相当する額

$720 \text{億} \times \frac{19}{18} = 760$ 億については若干問題があ

る。

研究

一、最近のアメリカ経済情勢(11・110)

日本経済新聞経済部次長

武山泰雄

いまアメリカ経済の問題では鉄鋼ストが最大の問題となつてゐるので、これを中心に話して

今年のアメリカ鉄鋼ストは、七月十五日から

控除の引き上げのごとく増収分にはほとんど影響のない部分も若干あるが、税率の軽減の如く、その部分はそのまま増収になるとは考えられない。補註に示す理由により、減税の影響はほぼ二分の一残つていると考えられるので

$$3325 - (760 \times \frac{1}{2}) = 2945 \text{ 億ののびが期待出来ます。}$$

従つて三五年度の税収は

(33年度実収) + (2年間の税ののび) -

(34年度の減税) = (35年度実収見込)

$$10,320 + 2,945 - 133 = 13,130$$

となり、これは三四四年当初予算に比べて一九

一〇億円の増収となる。

しかし、上記の計算は三二年度の減税額を予算編成の場合の七二〇億としており、実質は一、〇〇〇億を越すものと考えられる。そ

第1表

	国民総生産	同 增加率	租 税 実 収 額	租税增加 + 減 税	税 の び 率
25	39,697		4,564		
26	54,711	37.8	6,040	2,624	57.5
27	61,094	13.2	7,084	2,032	33.6
28	70,757	15.8	7,829	1,524	21.5
29	74,242	4.9	7,984	285	3.6
30	81,968	10.4	7,959	369	4.6
31	92,315	12.6	9,502	1,570	19.7
32	100,464	8.8	10,491	1,709	18.0
33	(概算) 102,344	1.9	10,320	89	0.8
34	(推定) 116,800	11.0			
35	(推定) 124,500	6.6			

第2表

 $X = \text{国民総生産ののび率}$ $Y = \text{租税実収ののび} + \text{減税}$

$$\Sigma X = 105.4 \quad X = 13.2$$

$$\Sigma Y = 169.3 \quad Y = 21.2$$

$$\Sigma^2 = 8360.6 \quad \Sigma y^2 = 2485.51 \quad \Sigma xy = 1331.83$$

$$y = \frac{\sum xy}{\sum x^2} = 1.59x \quad x = \frac{\sqrt{\sum xy}}{\sqrt{\sum x^2 \times \sum y^2}} = 0.924$$

$$34 \text{年 } X_1 = 11.0 \quad x_1 = -2.2 \quad y_1 = -3.5 \quad Y_1 = 17.7$$

$$35 \text{年 } X_2 = 6.6 \quad x_2 = -6.6 \quad y_2 = -10.4 \quad Y_2 = 10.8$$

第3表

	(実績) 前 年 対 比 租 税 増 加 減 税	增加率	理 論 增 加 率	理 論 增 收 額	差 額
26	2,624	57.5	60.3	2,752	△128
27	2,032	33.6	21.2	1,280	752
28	1,524	21.5	25.3	1,792	△268
29	285	3.6	8.0	626	△341
30	369	4.6	16.6	1,325	△956
31	1,570	19.7	10.7	852	718
32	1,709	18.0	14.2	1,349	360
33	89	0.8	3.2	336	△247
34			17.7	1,827	
35			11.3	1,357	

の部分について減税の影響は大部分残っていると考えられるが、一〇〇%残るというものでもない。従つて消えた部分を三分の一、四分の一と見ると八〇億～一〇〇億は更に増加するところが考えられよう。

結語

以上の如き計算により、三五年度に期待出来る税収ののびは一、〇〇〇億円を越えるのではないかと推定される。

(補註) 減税分の影響を二分の一とした理由

三二年度の税制改正は、

(1) 控除額の引上げによる減税

(2) 税率の引下げによる

(3) (1)の影響は○、(2)(3)は一〇〇%影響すると仮定すると

$$\frac{770 - 410}{720} = \frac{1}{2}$$

はじまり、タフト・ハートレー法にもとづき、十一月七日に連邦裁判所判決で就業命令が出され、同九日から就業開始となつた。タフト・ハートレー法では、冷却期間は八十日間だから、来年一月二十六日には冷却期間がきれる。そのあとがどうなるか、今のところ目途がつかない状況である。

また、来年一月末ころには鉄道ストもはじまるかもしれない模様である。

鉄鋼ストの影響としては、関連産業で五十万人以上の失業者が出ている。ことに自動車産業では、鋼材不足のために操業度が低下し、ゼネラル、モータースは生産をストップした。自動車産業の三十三万人の労働者のうち六万人が解雇になった。今年の鉄鋼ストに際しては、自動車産業の経営陣では鉄鋼在庫の準備をしたが、ゼネラル・モータースでは二ヶ月分しか用意しなかった。そこでゼネラル・モータースに一番早く、一番深刻な影響があらわれた。フォードは十分に鉄鋼在庫を準備したし、またフォード自身が鉄鋼工場をもっている。しかもフォードの鉄鋼工場の労組は、所属が自動車産業労働組合に属しているので、鉄鋼スト中も操業を続けた。そこでフォードはあまり深刻な影響はうけていない。

自動車産業以外では、鉄道で約五万八千、石炭産業で約三万七千、その他で約二十万の失業者が出ている。また鉄鋼産業自身ではストによって五十万の労働者が事実上失業と同じ状態になつた。

今年一月一日現在の鉄鋼産業の生産能力は一億四千万トン、これがストで十二%に操業率がおちた。自動車産業以外にも電気器具関係、トラクター工場、ビル建設、ハイウェイ道路建設等、みなそれぞれ鋼材不足の影響をうけている。

これでストが終了したとしても、その後完全に生産が回復するまでに相当時間がかかる。一九五二年の鉄鋼ストは五五日間であつたが、そのときもフル生産にもどるまでに七週間かかる。今年の場合は、時期的にいつてもこれから冬にかかる。十一月末になれば五大湖は結氷し、カナダから鉄鉱石を輸送する水路がふさがってしまう。カナダからクリーブランドまで鉱

石を輸送するのに、輸送費は、スペレオ湖を船で輸送すればトン当たり四ドル、陸路を貨車輸送すればトン当たり九ドルである。こういうことも、これから鉄鋼生産再開の障害となる。

こうして、鉄鋼ストの影響で、アメリカの景気循環に時期的にくるいが生じている。今年は、アメリカの国民総生産は年率で五千億ドルに達する見通しだったが、鉄鋼ストがこれで終了するとしても、それが半年ほどずれるだろう。そして来年は、工場の設備投資が上向線をたどるし、また鉄鋼ストの影響で減少した製品在庫を補充するための在庫投資も旺盛となるので、これらの綜合効果として、来年のアメリカ経済は最高の景気を現出するだろう。そして明後年、一九六一年には景気後退が訪れるであろう。

×

×

×

×

鉄鋼ストをめぐる政治問題についてのべると、十月十九日に大統領がタフト・ハートレー法発動を決定した。そして十月二十一日にはピツツバーグ下級裁判所がスト中止命令を出し、組合が上告したのに対しフィラデルフィア裁判所がスト中止命令を出し、これをまた組合が上告して、そしてはじめにベた通り十一月七日に連邦裁判所のスト中止判決となつたものである。

大統領は、タフト・ハートレー法の発動決定にともない、ジョージ・テイラーを委員長とする三人委員会（事実調査委員会）を任命した。この三人委員会は、スト中止判決の出た十一月七日から六十日以内、つまり一月五日までに事実調査の結果を答申することになつていて。それから十五日以内に、労組側では経営者の条件をのんでストを終結するかどうかの投票を行い、そして更に五日以内のうちに法務長官に報告することになっている。これがつまり、タフト・ハートレー法のいわゆる八十日間の冷却期間である。今度のストの場合は、八十日の冷却期間の終るのが一月二十六日で、ちょうどアメリカでは議会の開会中である。しかも今度の場合は、労使とも強硬であつて、今までにない階級戦の色彩をおびてきている。だから、冷却期間が終つたあと、ストが再開されることも起りうる。この場合は、タフト・ハートレー法はス

ト鎮圧の法律として無力であることが証明されることになるわけで、ここから労働関係法規を改正する問題が出てくるであろう。

それでは、なぜ労使がゆずらぬのであろうか

。今度のストは、経営者にとっては経営権の奪還がかけられている。というのは、従来の労働協約で、作業毎に要員が何人ときまつて、あるいは交替、休憩時間などの作業条件も協約できまっている。このため、経営が必要とする以上に水まし雇用となつており、これがアメリカの鉄鋼コストを高めている。このため、アメリカの鉄鋼価格は、西欧や日本の鉄鋼よりもトン当たり四十～五十ドルたかい。またアメリカ国内の専論としても、賃上げを製品価格の値上げへ転嫁することに対して強い批判がおきている。そこで、従来の協約できめられている慣行をやめて、経営権の上にたつて水まし雇用を整理し、鉄鋼コストをひき下げる必要がある。これが経営者側の経営権奪還の要求である。

これに対し、組合側の要求は、賃上げ（一年毎に時間給十五セント値上げ、今後二年間で時間給三十セント値上げ）と既得権ようごである。賃上げ要求に關していえば会社経営状態は決して悪くなく、たとえば今年四～六月のU・S・スチールの決算は、手厚い償却を行つたのち、なお一億四八〇〇万ドルの利益を出している。だから会社の経理は賃上げ要求をのめない状態で

はな。しかし組合は、とくに従来の労働慣行を経営者側が破棄しようとしているのに対しても、絶対に譲ることができないという態度をとっている。

経営者側は経営者の統一と足並みをそろえようとしているし、組合側も長期ストにそなえる斗争資金カンパをしている。この間に、さる十月二十六日に、全米大手十二社中一ばん規模の小さいカイザー社が労組側と単独に交渉を妥結させた。妥結条件は、二年間に時間給を二十二セント半値上げし、労働慣行の改定問題は、一九六一年まで検討することとして、二年間たな上げにした。これはかなり大はばな会社側の讓歩であるが、カイザー鉄鋼会社は、全米製鋼能力の二%、従業員総数一万六百人という中小企業であるので、その鉄鋼ストに及ぼす影響は大したことではない。

ともあれ、スト前の鉄鋼製品在庫は二五〇〇万トンあつたのが五〇〇万トンにへつてゐる。また鉄鋼ストの財政へのね返りとして税収入が減少する。U.S.ニュース・アンド・ワールドリポート誌は、ストによる税収入減少を十七億ドルとみている。このストが、タフト・ハートレー法の八十日間の冷却期間で終結するか、それともまたスト再開となるか、これによつて明年のアメリカ経済は大きく左右されるだろう。

（文責在事務局）

国民経済研究協会理事 山田亮三

一、最近の国内産業の動向

昨年のナベ底景気から脱却した日本経済は、案外の底の強さを示し、最近の産業界は若干部面では悪いが、一般には頂天の好景気とさえわれている。以下その動向を産業別にみてみよう。

○電力……意外な鉱工業生産の拡大により、再び地域的不足がみられ、そのため電力投資は本年で頭打ちとみられていたのが、最近では再び増加の傾向にある。

○石油……今年十月の需給は前年同期を三七%

二、日本経済の最近の動向（一一・一九）

上回っている。反面市況は上がっていないが、

しかしタンカー・レートが下がつてるので石油業者の収益は増加している。このままでは能力的に石油精製設備の不足が心配され、三五年度には五百億円くらいの投資の動きがみられる。

○石炭……最悪の状態がすぎ、貯炭の調整の見通しがつき、今年の冬ごろから好転しよう。まごまごすると貯炭不足も起こりかねない。

○鉄鋼……末端設備は余ゆうがあるが、高炉能

れる。銑鉄輸入、スクラップ輸入または値上がりによる輸入増などが問題となろう。全体として需要増加に自信をもち、各社とも長期の投資計画（一社千～二千億円の投資計画）を進めて製鉄所を作るなど）

○非鉄金属……全体として価格が上がっている。鉛は合成樹脂におびやかされて石炭と同じ性質の不況が現われている。ただ比重が小さいため、それほど問題となっていない。よいのはアルミで、三社独占ということもあるが、安定して成長の見通しが高い。ニッケルは神武景気以後非常に悪くなり、操短率八九割にもおよんだが、最近ステンレスが伸び、それに使用回復している。このように非鉄金属には明暗の較差があるが、総じて安定上わむきである。

○造船……新期の大手需注はないが、目先きの問題ではそれほどへらない。石川島、三菱などは陸上へも進出し、総合的機械工業メーカーになろうとしており、その面で競争が起きている。総じて横ばいである。

○自動車……本年は二七、八万台の生産で開びやく以上のブームである。国内で市場が大規模に開けるという見通しがつき、今後は乗用車の国内市場競争が激化しよう。価格引き下げ競争は一段落したが、宣伝戦などの販売合戦はますます激しくなる。

○電気機械……テレビの需要増は七百万台（三世帯に一台）までは行く見通しで、放送局開設のさかんだった昨年ほどではないにしても、当分生産は上昇しよう。

○電子工業……トランジスターラジオはソニーのアメリカ輸出によって急激に増大した。今後は民需からさらに産業界の電子機器応用に適応して伸びるであろう。

○産業機械……一般の好況から現在は満腹受注。かなり中規模の企業まで、合理化投資の動きがみられる。

○疏安……全体が構造的変動の過程にある。輸

出会社の赤字は来年度二百億円に達するとみられ、尿素の輸出はあるが、伸びなやみの状態である。今後は石油との提携により、化学総合メーカーに切りかえ、コストの切り下げを行なわ

ねばなるまい。いまはその転換期であり、その目標は石油化学工業である。現在石油化学への進出を十数社が希望している。

○繊維……ナベ底不況の影響を最も強く受けたは、今年は国内需要が伸び、操短は緩和された（現在綿紡で二割くらい）とくに綿、羊毛は上昇している。合成繊維も決算は好調だが、ここでほぼ頭打ち、綿、羊毛の原料値下がりに比し、ベルプの値下がりがそれほどでないので、人絹、スフなどの化学繊維は長期的には伸びない。

○ガラス……ガラスは独占体制ができていての変動がすくない。建築ブームから量的には増加しているが、生産が多いので価格はそれほど上がっていない。

○紙パルプ……洋紙の面に問題がある。週刊紙ブームなどで下質紙はよいが、上質紙は生産の伸びに合理化投資の抑えがきかぬためと、人絹ベルプの製紙への進出から過剰のおそれがある。

○建設……大手は好況だが、工事の大規模化の傾向から大手におされて中小企業がその恩恵に浴していない。

以上全体として好調であり次の投資にむかっている。そして日本経済全体の見通しは、急速な上昇からなだらかな上昇へといふことができよう。しかしその基本は輸出の増大が決定的な役割りを果たしている。三四年度上半期の輸出は十七億ドル、これに尻上がりの傾向を加味して推測すれば、今年度輸出総額は三五億ドルに達しよう。これを昨年度輸出総額二八億九、五〇〇万ドルにくらべると六億ドルの増加である。戦後の輸出増加のテンポは、年平均二億ドルであるから、今年の増加がいかに異常であったかがわかる。

二、国際環境と来年度経済の見通し

三五年度の世界経済は一言にしていえば、さらによくなるといえよう。アメリカでは緊縮政策がとられるかもしれないが、世界全体とくに民間経済の動きからみると、上昇とみてよいのではないか。

わが国の輸出は今年ほどの増加は期待できない。せいぜい今年の半分くらいの増加テンポであろう。ここで国内景気が上わむきになると、三五年度の設備投資は、神武景気ほどでないに

せよ、相当に伸びよう。財政支出は災害補正などもあり大幅になるであろう。また、最近の好転にともない雇用がふえており（一割アップ、神武景気を上回るといわれる）その所得効果が来年現われ、国内市場は拡大しよう。来年下半期は国際収支は赤字まで行かなくとも、現在ほどの黒字になることはない。（しかし、それが赤字になって、不況の原因をきたすところまではいくまい）

したがつて来年度の経済は上半期上昇、下半期停滞、総じてなだらかな上昇となろう。

消費財生産の伸びは需要を上回り過剰化傾向がみられるものもでようが、全体として過剰にはなるまい。そして三六年度に過剰化傾向が生産財その他にも現われ、軽い景気後退が現われるのではないか。しかしそれは国際収支のマイナスによって来るのはなく、戦後はじめての自動的な下降期になるのではなかろうか。

三、貿易自由化と業界への影響

これには次の二つの側面が考えられる。

(1) 國際競争の激化
機械産業と化学産業が影響を受ける。機械産業では造船、トランジスターは競争力がある

三、歐州共同市場について（一一・三）

経済同友会事務局長 山 下 静 一

第二次大戦後、世界各国に経済変動、ドル不足等が起きたが、この原因は戦争の荒廃以外

比重一七・六%に匹敵する。

に、東半球が東西両陣営に二分され、商品の交流が困難になつたことにあつた。これがその後新しい構造になれてきたため、最近の安定を作り出している。こうした中で新たに登場した欧洲共同市場は、単に六カ国が作ったということだけでなく、世界各国の経済構造に大きな影響を及ぼすであろう。

共同市場に参加しているフランス、イタリー、ドイツ、ベネルックス三国（ベルギー、オランダ、ルクセンブルグ）計六カ国の人団合計は一億六千万人、対域外貿易量（域内相互貿易量を除く）は世界貿易量の一七・四%を占め、これはアメリカの人口一億七千九百万人、貿易量を

が、全体としては影響が深刻であり、一流機械を作る機会が失われる。化学産業では第一に日本本の化学産業は規模が小さい（大きいもので年間売上三百億円程度にすぎない）第二に原料的基礎が弱い（ソーダ工業など高い原料を輸入している）点から、たちうちができなくなる。また石油化学も、エチレングリコール、ポリエチレンなど、国産品は輸入品よりはるかに価格が高く、中軸となるべき産業として育成しているものに強い影響がある。

(2) 国内競争の激化

これは纖維、鉄鋼などに影響が強い。それは外貨割当が、現在、業界の生産コントロールになつてゐるためである。纖維では原綿原毛が自由化するとスフが影響を受ける。また中小紡と大紡績の間で国内競争が激化し、賃金の安い中小紡におされることから大紡績が自由化をしつっている。鉄鋼では平炉メーカーはよいが、鋼炉、電気銑メーカーが打撃を受けるので内部で対立する。またソーダ工業はアンモニア法によるものと電解法によるものとの間に対立が起る。（文責在事務局）

この歐州共同市場を集約的に見るため、私は先づプラッセルに行つたのであるが、その理由は、プラッセルには共同市場事務局があり、六カ国千五百人のスタッフが、ここでローマ条約に基づく計画を進めており、また、ユニセイ（ヨーロッパ産業別連合）という団体が活動しているほか、アメリカをはじめ各国の情報機関、代理店等が集まっているからである。

共同市場発生の原因には経済的理由の外に政治的理由、歴史的背景がある。歴史的にこれら諸国が制度慣習等相互に関係し合ってきたことは見逃せない。その上に立つて新時代の政治的事情として、第二次大戦後ソ連が政治的軍事的経済的優位をもつてヨーロッパを威圧し、ドイ

ツは他国との協力を求めざるをえないこと、しかしイギリスに対しても春のマクミラン訪ソ等全く統一問題をかけ引きの材料にするのではないのかという不信があり、一方フランスは政治的地位の失地回復を求めてイギリスと感情的に対立するところから、アデナウアー、ドゴールの接近が行われ、これが強力な支えとなつてゐる。

昨年十二月、共同体執行委議長ハルシュタイン（元ドイツ外務次官、フランクフルト大学長）が共同体閣僚会議への報告書の中で「六カ国共同体は一つの政治理念に基づくものであり、単なる貿易経済に止まらない政治理念の表現である。これはどんなことがあっても曲げることができない」と述べているように、政治的要因が強く働いてゐる。

フランスにも古くから政治的統合の思想があり、共同市場の中でも政務書記局を作れという要求がフランスから熱心に出されている。これに対しては言語、貿易等の面でイギリスに近いオランダが反対し、二十八日から開かれた外相会議では外相会議を年三、四回持つということを見送りとなつた。

経済面では、技術革新時代に四千万人の人口では自立出来ないという理由が大きい。そのティピカルな例としては、航空機業では六〇人定員を埋めるにも競争激烈であり、ジェット機の定員一二〇～一五〇になれば定員の獲得は一層困難となるが、これに対するエール・フランスはじめ仏独伊等の六社の間で九九カ年期限の協定を結んだ。また自動車ではルノー（仏）とロメオ（伊）、シムカ（仏）とクライスラー（オランダ）の企業協定が成立し、とくにロメオはこれによつてアメリカ市場への進出を有利にしようとしている。この他タイプ、ビール、農機具その他各種に企業提携が進んでゐる。この企業提携についてはユニセイの活動を見逃すことができない。

関税は条約実施の今年から引下げをはじめ、今後十年以内に域内六カ国の関税を全廃することになっているが、九月バラッセルで開かれた閣僚理事会では、フランスの経済回復が早く、この分では更に早く関税徹廃ができると見通している。

金融では、通貨の安定が共同体の成否に重大

な影響をもつとして、各国の銀行家が力を入れてゐる。業務上の規格化（特別委員会で標準文書を作成する）等が進められている。このほか資金、資源、労働、技術の交流のテンポは極めて早い。

またアフリカ開発に关心が深く、アフリカ開發基金を作つてゐる。将来は東南アジア、中近東、中共市場への進出も日程に上ろう。

社会保障についてもローマ条約の中に一章を起している（社会的移動を伴うときの援助等）社会主義の総会は、ストラスブルグで毎年開くことになつており、現在各國の人口比により国会議員が出てゐるが、将来は直接選挙による議員を選ぶといわれ、ヨーロッパ議会と称されている。

これに対し他のヨーロッパ諸国はどうか。イギリスは対抗策としてスイスをしてヨーロッパ自由貿易連合の構想を提唱させ、七月、スエーデンがこれを受けて、イギリス、ポルトガル、デンマーク、ノルウェー、オーストリヤ、スイス、スエーデンの七カ国間で、ヨーロッパ自由貿易連合が成立した。イギリスは農産物関税について未だかつて譲歩したことなく、自己に対する制約をさけようとしたことが共同市場の通商政策と相いれなかつたのであるが、この連合を作るに当つては、デンマークに対して乳製品の関税徹廃を譲歩するなど、非常な努力を払つてゐる。しかし貿易連合は域内関税を下げるだけで、対外関税は各國自由という点共同市場よりルーズである。そして、オーストリヤ（言語はドイツ語）の四七%を筆頭に貿易連合の各國がいづれも三分の一以上の貿易量を共同市場に依存していることや、スイス、オーストリヤは永世中立声明の手前、共同市場に入らなかつただけで、ルーズな七カ国に参加し六カ国に团体交渉しようというねらいだけであり、イギリスにとっては容易ならぬものがある。

また、クラク、デンマーク外相は、イギリスと協約しながら、一方で「ドイツは歐州單一市場を望んでゐるから、そのかけ橋の仕事を我々にやらせるだろう」と言明してゐる。スイスはバラッセルに共同市場との連絡所を設けた。一方、貿易連合の新組織は、その本部をパリに

資
料

一、当面の中小企業対策

大企業と中小企業との間における二重搾取構造を是正し、全体の経済計画のなかで中小企業の安定、向上をはかることを目標としつつ、当面、大企業による不当独占を排除し、中小企業の近代化を促進する対策をはかるものとする。

〔大企業による不当独占の排除対策〕

一、独占禁止法の強化

中小企業、農林漁業、消費者大衆の利益をまもり、大企業の不当独占を抑制して、わが国経済の健全な発展をはかるため、左の事項をふくむ独禁法の強化をはかる。

- (1) 不公正な取式方法に関する一般指定の事項を法文に銘記し、積極的に中小企業の利益擁護をはかる。
- (2) 右の一般指定事項のうち、十号、「自己の取引上の地位が相手方に対し優越している」

置くという情報があり、これはあくまでもOEC（歐州経済協力機構）を基礎にして作りたといいう考え方から、わざわざ共同市場の最右翼の国であるフランスに置こうとするものと思われる。これに対しドイツは、エアハルト経済相が「共同市場では狭すぎて、満足できない」と述べているように、ヨーロッパにおける経済的優位をもって、ヨーロッパ全域に対する支配を目指していると思われ、デンマークが貿易連が合に参加したとき、エアハルトは「これは有害なる薬である」と声明している。ヨーロッパはいまや、貿易連合と共同市場との中盤戦に入っているといえるだろう。

その後の動きは、トルコ、ギリシャが共同市場加入を申込み、これは条件つきで入れるらしい。貿易連合へはフィンランドが入りたがったが、ソ連から文句がつき、アソシエーテッド・メンバーという形で入れるらしい。

アメリカは共同市場が出来たとき喜んだ。そ

れはこの共同体が、アメリカと同じサイズで、均質化しており、賃金はアメリカより低いが世界の他のいづれの国よりも高く、アメリカのペースで競争出来るからである。従つて相当数の企業が共同体に飛びこんでいる。しかし連合が出来るとそのとばかりをアメリカも受けるので、これに対してはアメリカは態度を表明しなかつた。そしてヨーロッパにアメリカ国務省の高官を相次いで入れている。

日本に対する影響は、はじめは大したことはないと思われたが、その後の動きをみると、共同市場における資金、資源、労働、技術等の交流のテンポは予想外に早く、社会保障面での協力にまで進んでいる点などから考えると、単に関税の面からだけの影響にとどまらず、技術革新の時代に対応する資本の面での競争等、今後大きな影響があるものと考えなければならないま

い。（文責在事務局）

- (3) 従来独禁法の外にあった寡占同一業種において、少数業者の生産集中度が極度に高く、価格が硬直状態にあり、かつ高水準に維持されているに対しても、規制を加える。
- (4) 勧告操短など一般官庁が業界に行政勧告を行なう場合、独禁法に關係する事項について、その措置の撤回、内容の変更を当該行政機関に申し入れる権限をもたせる。
- (5) 公取委に行政機関の行なう行政措置の内容が、実質的に独禁法違反と思われる事項について、その措置を強化して、排除措置とし、罰則

を設ける。

- (9) 公取委の組織の拡充強化をはかる。とくに調査、審判機能を強化する。

二、中小企業の産業分野の確保

適正なる産業配置の実現の第一歩として大企業と中小企業との分業体制を規制する。

(1) 製造業、建設業、サービス業

大企業も中小企業も現に生産に参加しているが、その生産が中小企業に適正と思われる業種であり、かつその生産実績が中位規模以下の企業に圧倒的に多い業種は原則として中小企業の分野として確保する。(業種については、こんご検討を加える)

(2) 中小企業者の自主的協同と国および地方自治体の指導により対象業種の増加をはかる。

(2) 商業

適正な流通秩序を維持し、小売商業への圧迫を排除して、その利益をまもるための措置を講ずる。

(1) 製造業、卸売業、小売業の業務分野を調整する。

(2) 指定地域で、指定業種に係る物品の製造業者卸売業者による小売業を規制する。

(3) 資本的個人的関係において支配力をおよびしている者による前項の脱法行為を禁止する。

(4) 百貨店の事業活動を規制し、小売業および卸売業の公正な利益を阻害することを防止する。

(5) 割賦販売、積立金組織による予約販売、チケット販売等の営業方法について規制する。

(6) 仕入先従業員の利用、仕入商品の返品、仕入れ先との不公正取引について規制する。

(c) 百貨店業者が直接または間接に、支配力をおよぼして行なわしめる脱法行為(いわゆるスーパー・マーケット方式によるもの)についても規制を加える。

(3) 中小企業に対する官公需の確保

政府ならびに政府関係機関の契約すべき工事、製造、物件購入、請負いについて契約内容

ごとに中小企業の契約しうる能力の一般的基準を査定して、中小企業に対する契約割合の最低限度を確保するための立法措置を行なう。

三、その他不当独占の排除措置

- (1) 下請け代金支払い遅延等防止法を改正し、下請代金支払い遅延基準の明確化と下請け単価の公正化をはかり、下請け賃金における先取特権を確保する。

- (2) 外資法を改正し、国内中小企業を圧迫するおそれある外資導入を抑制する。

- (3) 会社更生法を改正して、中小企業に対する不当な被害の防止をはかる。

- (4) 銀行法を改正して、集中融資を制限し、中小企業向け特定の資本運用割合を確保する。

中小企業の近代化対策

一、中小企業組織の整備強化

中小企業の近代化を促進するため、従来の組織の整備、強化をはかる。

(1) 協同組合については、その協同事業を促進して組合の振興をはかるとともに、いわゆるすい眠組合はこれを整理する。

(2) 事業協同小組合は、勤労事業協同組合に改称し、税制、金融上の優遇措置を具体化せめる。また事業主の共済制度を認め、国はこれに補助を与えるものとする。

勤労事業協同組合の事業協同組合への移行をみとめる。

(3) 企業組合を特別法人とし、その設立を促進する。

(4) 商工組合については、単なるカルテルとせず、同業組合的組織として活用する途をも講ずる。

(1) 不況要件を削除し、業界が必要とみとめるとときは設立しうるものとする(第九条削除)

(2) 調整事業以外の事業を単独に行なうことができるものとする(第十七条二項中の「前項の事業のほか」ならびに「第六十九条一項、二項」削除)

(3) 加入命令を削除する(第五十五条削除)

(1) 労働者の基本的権利の確立
未組織の中小工業労働者ならびに商店従業

員の労働組合結成、労働協約締結を促進し、労働者の基本的権利の確立をはかる。

(2) 労働条件の改善

最低賃金制度を推進し、家内労働法を制定する。また労働基準法による労働条件の改善、整備をはかる。

(3) 社会保障制度の完全適用

五人未満事業所の従業員に健康保険、厚生年金、失業保険、労災保険を強制適用する。ただし事業主の負担率は、現行事業主負担率の二分の一を軽減し、軽減分は国の負担とする。

(4) 労働者の技能向上

労働者の技能の向上をはかるため、養成機関設置等、所要の法的措置を講ずる。

(5) 労働者の福祉増進

共同宿舎、娯楽施設の設置等労働者の福祉をはかるため国は必要な補助を与えるものとする。また年少労働者に対しては、学生なみの特典（運賃、映画料金等）を与える。

三、一元的指導機構の確立

国は中小企業の経営、技術の指導診断、経営の相談等、総合的な指導助成機関として、サービス・センターを設置する。

(1) 中小企業サービスセンターは中央ならびに各都道府県に一ヵ所以上を設置する。都市については、同様のものまたはその分室をおく。

(2) 中小企業総合サービス・センターの業務

(イ) 中小企業の経営、技術の指導、診断

(ロ) 経営相談ならびに設備指導

(ハ) 各種情報の提供および調査

(ニ) 中小企業者ならびに労働者に対する教育啓蒙活動

(ホ) 金融機関ならびに信用保証協会に対するあつせん

(ヘ) 診断、相談員の養成

四、設備の近代化促進

(1) 設備近代化補助金を大幅に増額し、補助率を三分の一から二分の一に引き上げる。

(2) 共同設備に対する補助は優先的に考慮し、補助率を三分の二に引き上げ、かつ残りの三分の一についても特別融資の途を講ずる。

(3) 設備近代化のための積立金制度をみとめ、

五、政策金融の強化

中小企業金融の保護育成のため、資金運用部資金の融資ワクを優先的に確保するなど国の政策金融を強化する。

(1) 国民金融公庫ならびに中小企業金融公庫に

対する政府出資を大幅に増額し、資金源を確保して、零細金融の機能を強化せしめる。

(2) 政府の商工中金への大幅出資ならびに財政資金の直接融資をみとめ、かつ政府の商工中金債引受額を増額する。

(3) 相互銀行、信用金庫、信用組合について、それぞれの中央系統組織を結成または強化する。

(4) 相互銀行の相互掛金業務等の金利については、残債式掛金法に改める。

(5) 信用組合の濫設を防止し、既存組合の適正規模への再編成を促進する。さらに商工中金との結びつきの強化をはかる。

(6) 信用補完機関の整備、拡充

(イ) 信用保証公庫に対する国出資を増強し再保険力を強化して、信用保証における保証能力の增强と、信用保証料率引き下げにより保証料率を引き下げる。

(ロ) 信用保証協会は中小企業総合サービス・センターの診断裏付けあるものについては、すべてこれを保証することとする。

(ハ) 信用保証協会の役員については、民間金融機関の現職役員の兼務をみとめない。

(ホ) コールまたはコールに準ずる金融機関の貸付金の規制

法令に定める支払い準備金の額をこえるコールまたはコールに準ずる金融機関の貸付金はこれを規制し中小企業金融機関の発行する金融債の引き受けに振りむけさせる。

(8) 日銀政策委員会の業務のうち、中小企業金融機関に関する機能を強化し、かつ同委員会の委員に中小企業代表を正式委員として参加させる。

(1) 勤労性事業者に対する特別措置事業所得について、百万円以下の所得に

限り、その三十万円までの分について、十分の二に相当する金額を控除する。

(4) 事業税の課税標準算定に当つても、特別控除を行なう。

(2) 企業組合を特別法人とし、協同組合と同様

一、政策浸透と地域活動の強化のために

—附 都道府県連政策審議会活動のあり方—

第一 自己批判

一、政 策

一、今までの努力によつて、政策は、各方面にわたつて、詳細な内容のものが整備されてきたが、各政策間の関連、系統付けはまだ不充分である。特に党の重要な基本政策である、外交、防衛政策とそれ以外の政策との関連が全体として討議されていない。

二、先に、政審会は、長期経済計画における、「三ヵ年間の準備段階」という新しい考え方を打ち出し、大会において承認を得たが、この「準備段階」における、各部門の実施すべき政策の順序、緩急についての検討はまだなされていない。

二、組織との関連

一、政策の浸透が極めて不足しているが、これは、地域的な政策の検討が不充分なため、政策と地域活動が結付いていないところに一つの原因がある。政審会としては、地方自治体における政策活動を活発にするために、もつと親切な考慮が必要である。

二、党の他の局部との連繋が不充分で、その結果、予算要求国民集会が、大きな成果を挙げることなく終つた。中央において、政審会が中心になつて、政策関係の集会を持つことは、党員並びに一般国民の政策問題に対する関心を高める上に、重大な役割を演ずるから、今後、この種の集会の意義は大きくなる。従つて今後とも、他の部局との連繋を密にする必要がある。

三、活 動

一、政審会の会合においては、熱心な出席者の

に措置する。

(3) 同族会社の積立課税を廃止する。

(4) 商工組合のうち調整事業のみを行なつているものは非課税組合とする。

数は限られており、その他の役員の出席率は必ずしも香ばしいものでなかつた。今後は、

政審会の機構について論議すると共に、役員が卒先して、努力することが必要である。

二、党外の有識者の衆知を集める努力は、未だ不充分である。また、労組、農民団体、中小企業等の調査担当者との連繋が組織的に行われていない。

第二 こんごの活動方針

(1) 機構の再編成

基本政策の立案、試案審査、地方の政審活動への協力を三つの柱として機構を再編成する。

(2) 政策研究集会の開催

第一回の政策研究集会の成果ならびに欠陥をかえりみて、さらに集会の拡充をはかる。これまでの党の政策は、中央で立案されたものを地方に一方的に押ししつけるきらいがあつた。そこで、この研究集会を通じて、地方の意見（独自の政策を含む）ならびに、外部友誼団体の意見もとり入れ、政策の立体化をはかる。同時に、第一回政策研究集会において多大の成果をおさめた自治体綱領と地域活動の連携を強化するための検討を行う。

(3) 国の予算に対する党の方針の検討を徹底的に行なう。

イ、予算組替案作成の可否について検討する。

ロ、予算要求国民集会の開催

十月下旬を目途として、集会を開き、労働者、中小企業、農民等の要求を聞き、これを集約して、党の予算に対する態度の検

討を行う。開催要領は前回の経験にもとづき検討を要する。

危機救済等の斗いを中心地方を通じて行う。

一、都道府県連の任務

(4) 地方における政策活動の強化

イ、県および中都市のうちよりモデル地区を設定し、当該府県連と協力して、定期的に恒常に調査、政策の立案、ならびに政策と地域活動の方針の検討を行う。検討の成果は他の府県連に下ろす。

ロ、地方自治体綱領の作成の促進

地方選挙を通じて、地方自治体綱領はおむね、府県連ならびに支部で立案された。しかし、党本部の指針にもとづいて、自治体綱領(案)ができたという程度で、地域の党員ならびに友誼団体と充分に討議して作られたものは少なく、したがって、自治体綱領と地域活動の関聯がなされていないので適切な指導を行う。その際特に市町村段階の自治体政策の作成推進に力をおく。

ハ、弱小府県連ならびに支部の政策活動に積極的に協力する。

(5) 党外友誼団体、学識経験者との連繋の強化
イ、社会主義政策研究会(フェビアン研究所)内)、長期政策委員会(総評内)その他公政策立案に好意的な諸団体との連繋を強化する。

ロ、労組の調査部をはじめ、農民団体、中小企業等の調査担当者との連繋を組織的に拡充する。

(6) 政策の教宣活動の強化

イ、総合政策(長期経済政策)、農村—農業基本法、中小企業者—中小企業三法、地方自治体—工場配置法、労働者—雇用基本法、低所得者—低所得者対策などのスライド、パンフレットその他の作成を順次おこなう。ロ、農村活動家会議、中小企業問題の検討会等從来開催されている定期的な会議を活用し、政策と組織の連携を深め、政策の下部へのしん透をはかる。

(7) 国会、地方議会活動と地域における日常活動との関聯を深める。

例えば

寄附金規制条例の制定促進、税外負担軽減、消防施設の赤字解消のための財政措置の要求、国民健保の保険税の引下げ要求、街頭の電気料金引下げ、石炭不況地帯等に於ける地方財政の

政策審議会の強化

イ、「政審資料」等により、党の諸施策の検討を行うとともに政策浸透を進める。特に、中小企業立法、農業基本法、工場配置法、雇用基本法、等に重点をおく。

(1) 支部の調査活動の強化

イ、地域活動を活発にするには、先づ、その地域の実体を把握することが先決である。そのため、市町村段階の実体調査を推進する。

ロ、当面の地域斗争目標は県連又は支部ごとに討議を行い独自の目標を設定して活動を行う。

(3) 県民会議、市町村民会議(又は県民、市町村民の要求を聞くこと)の開催

県民又は支部が中心となって住民の要求を聞くと共に、党の政策浸透のために開く。要求や党の政策は、県(又は市町村)予算に具体化するよう努力する。

2、政府関係各級機関の活用による党の政策浸透

(1) 保守政権下にあっても国及び自治体の各種の行政委員会委員(公安委員、教育委員、各種審議会委員、農業委員、民生委員、PTA委員、児童保護司等)に多数就任するよう促進し、これを組織的に活用し、各機関で主張すべき党政策を明らかにする。但し政治的重要なものについては慎重な考慮を払う。

(2) 革新首長に対しては、積極的に、中央、地方を通じて協力し、保守政権下にあっても、最大限党政策を反映させるよう努力する。

(3) 日銀政策委員会等の既存の政府関係機関に制度として勤労者代表を正式委員に加えしめる。

四、その他

イ、マスコミの活用

各社論説委員との定期的会合、記者クラブとの政策こんだん会等を考慮する。

ロ、産業の実体調査のために、調査団の派遣遣

五、教宣局、組織局の連携の強化

イ、政策しん透が充分になされていない原因は、政策を消化するだけの党員教育ができる面も大きい。したがって、教宣局と協力し、学習活動を強化する。

口、政策を平易化し、国民大衆に分かり易い親しみのもてる解説書の作成に努力する。

付 府県連政策審議会活動のあり方

——第一回政策研究集会決定——

総選挙を終えて、われわれの政策活動の中で政策渗透の不足と、地方問題の取り上げ方の不充分な点が指摘された。この点は、党本部の政策審議会の指導、協力体制の充分でなかつた点も多くあると思うが、また、こんこの府県連政策審議会活動に期待するところが大であると思われる。府県連政策審議会の活動は党の活動方針の柱の一つである地域大衆斗争の推進（町づくり、村づくり運動）に次くことできないものであり、その活動を組織的に拡大することは、現段階における緊急の課題となつてゐる。

したがつて、ここに、「府県連政策審議会活動のあり方」を提示し、中央、地方にわたる緊密な連携のもとに、政策活動の強化をはからんとするものである。

一、機構の整備

1 多くの府県連においては、政策審議会は、会長はあるが、政策活動を政策審議会として、実質的に行つてゐるところは少いと思われる。したがつて、会長の外に、専門的な知識・能力を有する者等を政策審議会委員として、実質的に動ける機構を早急に確立する。

2 進歩的な党外学識経験者（地方大学の教授、助教授、講師）等を顧問又は参与として、政策活動の協力体制を作る。

3 党外の友誼団体（労組、農漁民組合、中小企業団体）等農漁業団体の中より、できれば、委員若しくは参与を選び、協力体制を作る。

二、定例会議の開催

月一回乃至二回、定例会議を開き、中央で立案された諸政策の検討、地方問題等の討議を行う。

三、党の他の諸機関との連携の強化

1 地方議員団会議（府県と市町村）との連携

- 地方議会内の斗争を議会外へ、議会外の問題を地方議会に送りこむことが必要である。なお革新首長に對しては隨時連絡とり、意見の交換を行う。
- 2 組織との連携
中央、地方の諸政策の渗透の方策ならびに、地域的な諸問題に対する意見の交換、斗い方の検討を行う。
- 3 教宣活動との協力
党員の学習活動、講習会の開催について積極的に協力する。
- 4 党外友誼団体（労組、農民、中小企業、その他）の調査部関係者と隨時連絡会議をもつ。尚、地域の実情に応じて、地方問題の研究機関（例えば東京都の都政調査会の如き）を設立し、地方問題の調査を行う。
- 四、当面の活動指針**
- 1 地方自治体綱領の作成（県、市町村政策、又は指針といつてもよい）
 - 2 不況対策の具体化
 - 3 中央、地方政府の連携の強化
 - (1) 地方は
 - イ 活動報告を原則として、月一回本部政審会宛に送付する。
 - ロ 重要問題については、「政審資料」党機関紙等に投稿する。
 - (2) 中央は
 - イ 例年一回政策研究集会を開き、中央、地方にわたる政策問題の検討を行う。
 - ロ 府県連に対し、必要に応じ、政審会役員、書記を派遣する。
 - ハ 自治体綱領作成に當つては、政審会役員は地元府県連の立案に積極的に協力する。
 - ニ 市、町村を中心とする実態調査のため、若干のモデル地区を設定し、政審会役員並びに書記は、八、九月の間に調査団を派遣する。
 - ホ 「政審資料」（五部）を配付し、その中に地方の政審活動状況を掲載し、経験交流を行う。

